

滋賀県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

滋賀県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

滋賀県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年滋賀県規則第30号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)ならびにこれらに基づく命令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置の許可申請)

第2条 法第8条第2項の申請書の様式は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(別記様式第1号)とする。

2 前項の申請書には、法第8条第3項および省令第3条第5項から第7項までの書類および図面のほか、土地の登記事項証明書(申請者が当該土地の所有権を有しない場合にあつては、申請者が当該土地を使用する権原を有することを証する書類)その他知事が必要と認める書類および図面(以下「登記事項証明書等」という。)を添付するものとする。

3 省令第4条の4第1項の申請書の様式は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(別記様式第2号)とする。

4 知事は、法第8条の2第5項の検査を行ったときは、当該検査を受けた者に対し、その検査の結果を一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設使用前検査結果通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(全部改正〔平成21年規則5号〕)

(一般廃棄物処理施設の定期検査)

第2条の2 省令第4条の4の2の申請書の様式は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書(別記様式第3号の2)とする。

2 省令第4条の4の4の検査の結果を通知する書面の様式は、定期検査結果通知書(別記様式第3号の3)とする。

(追加〔平成23年規則13号〕)

(特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書)

第3条 省令第4条の17の報告書の様式は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(別記様式第4号)とする。

(全部改正〔平成21年規則5号〕)

(一般廃棄物処理施設の変更の許可申請)

第4条 省令第5条の3第1項の申請書の様式は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(別記様式第5号)とする。

2 前項の申請書には、法第9条第2項において準用する法第8条第3項ならびに省令第5条の3第3項ならびに同条第4項において読み替えて準用する省令第3条第6項および第7項の書類および図面のほか、変更に係る登記事項証明書等を添付するものとする。

3 第2条第4項の規定は、法第9条第1項の規定による変更の許可について準用する。この場合において、第2条第4項中「法」とあるのは、「法第9条第2項において準用する法」とする。

(全部改正〔平成21年規則5号〕)

(一般廃棄物処理施設の設置の許可証)

第5条 知事は、法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可または法第9条第1項の規定による変更の許可をしたときは、当該許可の申請をした者に対し、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証(別記様式第6号。以下この条において「許可証」という。)を交付するものとする。

2 許可証の交付を受けた者は、許可証をき損し、汚損し、または亡失したときは、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業・一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設設置許可証再交付申請書(別記様式第7号)により知事に許可証の再交付を申請することができる。

3 前項の規定による申請が許可証のき損または汚損によるものであるときは、当該申請に係る許可証を添付しなければならない。

4 許可証の交付を受けた者は、次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに知事に許可証(第1号の場合にあつては、発見した許可証)を返納しなければならない。

(1) 第2項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見したとき。

(2) 法第9条の2の2第1項または第2項の規定により許可を取り消されたとき。

(3) 法第8条第1項の許可を受けた一般廃棄物処理施設を廃止したとき。

(全部改正〔平成21年規則5号〕)

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第6条 省令第5条の4の2第1項の届出書の様式は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(別記様式第8号)とする。

2 前項の届出書には、省令第5条の4の2第2項の書類および図面のほか、同条第1項第6号に規定する変更の場合にあつては当該変更に係る登記事項証明書等を、一般廃棄物処理施設の廃止の場合にあつては当該廃止をしようとする一般廃棄物処理施設の設置に係る許可証を添付するものとする。

(全部改正〔平成21年規則5号〕)

(一般廃棄物の最終処分場に係る理立処分終了の届出)

第7条 省令第5条の5第1項の届出書の様式は、一般廃棄物最終処分場の理立処分終了届出書(別記様式第9号)とする。

2 前項の届出書には、省令第5条の5第2項の書類および図面のほか、最終処分場の現況写真その他知事が必要と認める書類および図面を添付するものとする。

(全部改正〔平成21年規則5号〕)

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第8条 省令第5条の5の2第1項の申請書の様式は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(別記様式第10号)とする。

2 前項の申請書には、省令第5条の5の2第2項の書類および図面のほか、最終処分場の現況写真および跡地利用計画を添付するものとする。

3 知事は、法第9条第5項の確認を行ったときは、当該確認の申請をした者に対し、その結果を一般廃棄物(産業廃棄物)最終処分場廃止確認結果通知書(別記様式第11号)により通知するものとする。

(全部改正〔平成21年規則5号〕)

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)

第8条の2 省令第5条の5の5第1項の申請書の様式は、熱回収施設設置者認定申請書(別記様式第11号の2)とする。

2 知事は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、当該認定の申請をした者に対し、熱回収施設設置者認定証(別記様式第11号の3)を交付するものとする。

(追加〔平成23年規則13号〕)

(熱回収施設休廃止等届出書)

第8条の3 省令第5条の5の10第1項の届出書の様式は、熱回収施設休廃止等届出書(別記様式第11号の4)とする。

(追加〔平成23年規則13号〕)

(熱回収報告書)

第8条の4 省令第5条の5の11第1項の報告書の様式は、熱回収報告書(別記様式第11号の5)とする。

(追加〔平成23年規則13号〕)

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設への準用)

第9条 第2条第2項の規定は法第9条の3第1項の規定による届出に、第4条第2項の規定は省令第5条の8第1項の届出書に、第6条第2項の規定は省令第5条の9の2第1項の届出書に、第7条第2項の規定は省令第5条の10第1項の届出書に、第8条第2項の規定は省令第5条の10の2第1項の申請書について、それぞれ準用する。この場合において、第2条第2項中「法第8条第3項および省令第3条第5項から第7項まで」とあるのは「法第9条の3第1項および省令第5条の6第2項」と、第4条第2項中「法第9条第2項において準用する法第8条第3項ならびに省令第5条の3第3項ならびに同条第4項において読み替えて準用する省令第3条第6項および第7項」とあるのは「省令第5条の8第2項」と、第6条第2項中「第5条の4の2第2項」と、第5条の9の2第2項」と、第7条第2項中「省令」とあるのは「省令第5条の10第2項において準用する省令」と、第8条第2項中「省令」とあるのは「省令第5条の10の2第2項において準用する省令」とする。

2 第8条第2項の規定は、法第9条の3第11項において準用する法第9条第5項の確認について準用する。

(全部改正〔平成21年規則5号〕、一部改正〔平成23年規則13号〕)

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設設置(変更)届受理書の交付)

第10条 知事は、法第9条の3第1項の規定による届出または省令第5条の8第1項の届出書を受理したときは、一般廃棄物処理施設設置(変更)届受理書(別記様式第12号)を交付するものとする。

(追加〔平成21年規則5号〕)

(一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書)

第11条 省令第5条の11第1項の申請書の様式は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(別記様式第13号)とする。

(追加〔平成21年規則5号〕)

(一般廃棄物処理施設設置者合併・分割認可申請書)

第12条 省令第5条の12第1項の申請書の様式は、一般廃棄物処理施設設置者合併・分割認可申請書(別記様式第14号)とする。

(追加〔平成21年規則5号〕)

(一般廃棄物処理施設設置者相続届出書)

第13条 省令第6条第1項の届出書の様式は、一般廃棄物処理施設設置者相続届出書(別記様式第15号)とする。

(追加〔平成21年規則5号〕)

(廃棄物再生事業者)

第14条 政令第17条第1項の申請書の様式は、廃棄物再生事業者登録申請書(別記様式第16号)とする。

2 政令第19条の登録証明書の様式は、廃棄物再生事業者登録証明書(別記様式第17号)とする。

3 政令第20条の規定による届出は、廃棄物再生事業者登録事項変更届出書(別記様式第18号)により行うものとする。

4 政令第21条の規定による届出は、廃棄物再生事業者登録事業場廃止(休止、再開)届出書(別記様式第19号)により行うものとする。

5 事業場の廃止により前項の届出をするときは、当該届出に廃棄物再生事業者登録証明書を添付しなければならない。

(一部改正〔平成11年規則5号・21年5号・令和2年23号〕)

(再生利用業の指定の申請)

第15条 省令第9条第2号または第10条の3第2号の規定による指定(以下「再生利用個別指定」という。)を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書(別記様式第20号)に次に掲げる書類および図面を添付して、知事に申請しなければならない。

(1) 省令第9条第2号に規定する収集または運搬(以下「再生輸送」という。)を業として行う者にあつては、次に掲げる書類および図面

ア 省令第9条の2第2項の書類および図面

イ 排出事業者との契約の予定を確認できる書類

ウ その他知事が必要と認める書類および図面

(2) 省令第10条の3第2号に規定する処分(以下「再生活用」という。)を業として行う者にあつては、次に掲げる書類および図面

ア 省令第10条の4第2項第1号から第3号までおよび第6号から第8号までに掲げる書類および図面

イ 排出事業者との契約の予定を確認できる書類

ウ 再生活用において生ずる産業廃棄物の処理方法を記載した書類

エ その他知事が必要と認める書類および図面

(一部改正〔平成11年規則5号・12年197号・17年24号・21年5号〕)

(指定証の交付)

第16条 知事は、再生利用個別指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証(別記様式第21号。以下「指定証」という。)を交付するものとする。

2 指定証には、有効期間を記載するものとする。

(一部改正〔平成11年規則5号・21年5号〕)

(事業範囲等の変更)

第17条 再生利用個別指定を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。)が、再生利用個別指定に係る事業の範囲、事業の用に供する施設(運搬車および運搬容器その他これに類するものを除く。)または積替えもしくは保管の場所の面積もしくは所在地の変更をしようとするときは、再生利用個別指定業変更指定申請書(別記様式第22号)に当該変更に係る第15条各号に掲げる書類および図面ならびに指定証を添付して知事に申請し、変更の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による変更の指定について準用する。

(一部改正〔平成11年規則5号・21年5号〕)

(再生利用個別指定の更新)

第18条 再生利用個別指定業者は、指定証の有効期間が満了する前に再生利用個別指定の更新を受けることができる。

2 前項の規定による更新を受けようとする者は、再生利用個別指定業更新申請書(別記様式第23号)に指定証を添付して、知事に申請しなければならない。

3 第16条の規定は、第1項の規定による更新について準用する。

(追加〔平成21年規則5号〕)

(再生利用業の廃止の届出等)

第19条 再生利用個別指定業者は、再生利用個別指定の事業の範囲の全部または一部を廃止したときは、速やかに再生利用個別指定業廃止届出書(別記様式第24号)に指定証を添付して、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出が事業の一部の廃止に係るものであるときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

(一部改正〔平成11年規則5号・21年5号〕)

(再生利用業に係る変更の届出等)

第20条 再生利用個別指定業者は、指定証の記載事項に変更を生じたとき(第17条第1項または前条第1項の規定に該当する場合を除く。))は、再生利用個別指定業変更届出書(別記様式第25号)に当該変更に係る第15条各号に掲げる書類および図面ならびに当該指定証を添付して、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があつたときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

(一部改正〔平成11年規則5号・21年5号〕)

(指定証の再交付申請等)

第21条 再生利用個別指定業者は、指定証をき損し、汚損し、または亡失したときは、再生利用個別指定業指定証再交付申請書(別記様式第26号)により、その再交付を知事に申請することができる。

2 前項の規定による申請が、指定証のき損または汚損によるものであるときは、当該申請に係る指定証を添付しなければならない。

3 再生利用個別指定業者は、第1項の規定による指定証の再交付を受けた後において亡失した指定証を発見したときは、速やかに当該発見した指定証を知事に返納しなければならない。

(一部改正〔平成11年規則5号・21年5号〕)

(指定の取消し等)

第22条 知事は、再生利用個別指定業者が、法第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったときその他法、政令、省令またはこの規則の規定に違反したときは、当該再生利用業者に係る再生利用個別指定を取り消すことができる。

2 再生利用個別指定業者は、前項の規定により再生利用個別指定を取り消されたとき、または指定証に記載された有効期間が満了したときは、速やかに指定証を知事に返納しなければならない。

(一部改正〔平成11年規則5号・21年5号〕)

(帳簿の記載および保存)

第23条 再生利用個別指定業者は、事業場および産業廃棄物の種類ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した帳簿を備えなければならない。

(1) 再生輸送 次に掲げる事項

ア 再生輸送を行った年月日

イ 排出者ごとの再生輸送の量

ウ 再生輸送の方法および輸送先ごとの再生輸送の量

(2) 再生活用 次に掲げる事項

ア 受入れまたは再生活用を行った年月日

イ 排出者ごとの受入量

ウ 再生活用の方法および再生活用の量

エ 再生活用によって生じる廃棄物の持出先ごとの持出量

2 前項の帳簿には、毎月末までに前月中における前項に規定する事項についての記載を終了しなければならない。

3 第1項の帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖の時から5年間その事業場において保存しなければならない。

(全部改正〔平成21年規則5号〕)

(産業廃棄物処理業の変更等の届出)

第24条 事業の全部もしくは一部の廃止または省令第10条の2、第10条の6、第10条の14および第10条の18の許可証(以下この条において「許可証」という。)の記載事項の変更に係る省令第10条の10第2項または第10条の23第2項の届出書には、省令第10条の10第3項または第10条の23第3項の書類および図面のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 当該事業に係る許可証
- (2) 省令第10条の10第1項第2号および第10条の23第1項第2号に掲げる事項の変更の場合にあつては、届出者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (3) 省令第10条の10第1項第1号および第10条の23第1項第1号に掲げる事項の変更以外の変更の場合であつて、届出者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

2 **前項**の場合において、許可証の記載事項の変更に係る届出がなされたときは、知事は、当該許可証を書き換えて、当該届出を行った者に交付するものとする。

(一部改正〔平成11年規則5号・21年5号〕)

(産業廃棄物処理施設の設置の許可申請)

第25条 法第15条第2項の申請書には、同条第3項の書類および省令第11条第6項の書類および図面のほか、登記事項証明書等を添付するものとする。

2 知事は、法第15条の2第5項の検査を行ったときは、当該検査を受けた者に対し、その検査の結果を一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設使用前検査結果通知書により通知するものとする。

(一部改正〔平成11年規則5号・21年5号〕)

(産業廃棄物処理施設の構造または規模の変更の許可申請)

第26条 省令第12条の9第1項の申請書には、法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第3項の書類および省令第12条の9第3項の書類および図面のほか、変更に係る登記事項証明書等を添付するものとする。

2 **前条第2項**の規定は、法第15条の2の6第1項の規定による変更の許可について準用する。この場合において、**前条第2項**中「法」とあるのは、「法第15条の2の6第2項において準用する法」とする。

(一部改正〔平成11年規則5号・21年5号・23年13号〕)

(許可証の再交付申請等)

第27条 省令第10条の2、第10条の6、第10条の14、第10条の18および第12条の5に規定する許可証(以下この条において「許可証」という。)の交付を受けた者は、当該許可証をき損し、汚損し、または亡失したときは、産業廃棄物(特別管

理産業廃棄物)処理業・一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設設置許可証再交付申請書により、その再交付を知事に申請することができる。

2 **前項**に規定する申請が、許可証のき損または汚損によるものであるときは、当該申請に係る許可証を添付しなければならない。

3 許可証の交付を受けた者は、次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに知事に許可証(**第3号**の場合にあつては、発見した許可証)を返納しなければならない。

- (1) 許可証が有効期間の満了等により効力を失ったとき。
- (2) 許可に係る事業の全部を廃止したとき。
- (3) **第1項**の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見したとき。
- (4) 当該許可証に係る許可を取り消されたとき。

(追加〔平成21年規則5号〕、一部改正〔平成23年規則13号〕)

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出等)

第28条 省令第12条の7の17第2項の届出書の様式は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書(**別記様式第27号**)とする。

2 省令第12条の7の17第4項の受理書の様式は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書(**別記様式第28号**)とする。

3 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更(廃止)届出書(**別記様式第29号**)により行うものとする。

(全部改正〔平成21年規則5号〕、一部改正〔平成23年規則13号〕)

(産業廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第29条 省令第12条の10の2第1項の届出書には同条第2項の書類および図面のほか、同条第1項第5号に規定する変更にあつては当該変更に係る登記事項証明書等を、産業廃棄物処理施設の廃止にあつては当該廃止をしようとする産業廃棄物

処理施設の設置に係る省令第12条の5の許可証を添付するものとする。

(一部改正〔平成11年規則5号・21年5号〕)

(産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第30条 省令第12条の11第1項の届出書には、同条第2項において準用する省令第5条の5第2項の書類および図面のほか、最終処分場の現況写真その他知事が必要と認める書類および図面を添付するものとする。

(一部改正〔平成21年規則5号〕)

(産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第31条 省令第12条の11の2第1項の申請書には、同条第2項の書類および図面のほか、最終処分場の現況写真および跡地利用計画を添付するものとする。

2 **第8条第3項**の規定は、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項の確認について準用する。

(全部改正〔平成11年規則5号〕、一部改正〔平成21年規則5号・23年13号〕)

(その他)

第32条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔平成21年規則5号〕)

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の滋賀県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によりなされた届出等は、この規則の相当規定によってなされたものとみなす。

付 則(平成9年規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成11年規則第5号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則(平成12年規則第108号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年規則第197号抄)

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成13年規則第70号)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則(平成17年規則第24号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年規則第31号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用する事ができる。

付 則(平成18年規則第14号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年規則第5号)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に発行されている改正前の別記様式第29号の再生利用個別指定業指定証は、当該再生利用個別指定業指定証の有効期間の満了するまでの間、改正後の別記様式第21号の再生利用個別指定業指定証とみなす。

付 則(平成23年規則第13号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則(平成24年規則第27号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則(令和元年規則第4号)

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則(令和2年規則第23号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別記様式第1号(第2条関係)

(追加〔平成21年規則5号〕、一部改正〔平成23年規則13号・24年27号・令和元年4号・2年23号〕)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

(宛先) 滋賀県知事

申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称および代表者の氏名) 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので申請します。

Table with 2 columns: 一般廃棄物処理施設の設置の場所, 一般廃棄物処理施設の種類の種類, 着工予定年月日, 使用開始予定年月日, 許可の年月日, 許可番号, 一般廃棄物処理施設の処理能力, 一般廃棄物処理施設の位置, 一般廃棄物処理施設の処理方法, 一般廃棄物処理施設の構造および設備, 処理に伴い生ずる排ガスおよび排水, 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値, その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項, 業務処理欄

Table with 3 columns: 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項, 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値, 排ガスの性状および放流水の水質の測定頻度に関する事項, その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項, 災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合), 処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合), 区分, 自家処分, 委託処分, 処分方法, 汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合), 区分, 自家処分, 委託処分, 処分方法, 立立処分の計画(最終処分場の場合), 一般廃棄物の搬入および搬出の時期および方法に関する事項

Table with 4 columns: 申請者(個人である場合), 氏名, 生年月日, 本籍, 住所, 申請者(法人である場合), 名称, 住所, 法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号に規定する未成年者である場合), 個人である場合, 氏名, 生年月日, 本籍, 住所, 法人である場合, 名称, 住所, 役員(法定代理人が法人である場合), 氏名, 生年月日, 役職名・呼称, 本籍, 住所, 役員(申請者が法人である場合), 氏名, 生年月日, 役職名・呼称, 本籍, 住所

Table with 4 columns: 発行済株式の総数, 株, 出資の額, 保有する株式の数または出資の金額, 氏名または名称, 生年月日, 割, 合, 本籍, 住所, 令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合), 氏名, 生年月日, 役職名・呼称, 本籍, 住所, 備考1 ※欄は、記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種類の欄については、ごみ処理施設、し尿処理施設または最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、燃やせるごみ、燃やせないごみ等の種類を記入すること。 4 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。(1) 一般廃棄物処理施設の構造および設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図および構造図(2) 排ガスおよび排水の処理方法については、処理系統図 5 印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 6 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。 ※手数料欄

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号(第2条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので申請します。

許可の年月日および許可番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
竣 功 の 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
添付図面および書類	受 付 欄 1 竣功図面 (施設の構造を明らかにする平面図、立面図、 断面図および構造図) 2 その他参考となる書類または図面

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第3号(第2条、第4条、第25条、第26条関係)

(一部改正〔平成11年規則5号・13年70号・17年31号・21年5号・令和元年4号〕)

様式第3号(第2条、第4条、第25条、第26条関係)

一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設使用前検査結果通知書

第 号
年 月 日

様

滋賀県知事 様

年 月 日付で申請のあった下記施設の使用前検査については、
年 月 日に実施したところ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第8条第2項 の申請書に記載された設置に関する計画に適合して いると認められ
第15条第2項 の申請書に記載された設置に関する計画に適合して いないので改善
るので 通知します。
のうえ、再度使用前検査を受けるよう

記

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
施 設 の 種 類	
施設の設置場所	
適合していない 内容	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第3号の2(第2条の2関係)

(追加〔平成23年規則13号〕、一部改正〔令和元年規則4号〕)

様式第3号の2 (第2条の2関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日および許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第3号の3(第2条の2関係)

(追加〔平成23年規則13号〕、一部改正〔令和元年規則4号〕)

様式第3号の3 (第2条の2関係)

定期検査結果通知書

年 月 日

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知します。

滋賀県知事 印

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日および許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日
※事務処理欄	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号(第3条関係)

(追加〔平成21年規則5号〕、一部改正〔平成23年規則13号・令和元年4号〕)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(年度)

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

報告者

住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可の年月日および許可番号	年 月 日 第 号
設 置 の 場 所	
埋 立 処 分 開 始 年 月	
埋 立 処 分 終 了 予 定 年 月	
放流水の水質および当該測定に係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
当該年度の4月から9月までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額およびその算定の基礎の概要	
※ 事 務 処 理 欄	
備考1 ※欄は、記入しないこと。 2 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハおよびダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

[様式第5号\(第4条関係\)](#)

(追加〔平成21年規則5号〕、一部改正〔平成23年規則13号・24年27号・令和元年4号・2年23号〕)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたので申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種別			
許可の年月日	年 月 日		
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		$m^3/日()$ 時間 $t/日()$ 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3	$m^3/日()$ 時間 $t/日()$ 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
着工予定年月日	年 月 日		
使用開始予定年月日	年 月 日		
※許可の年月日	年 月 日		
※許可番号			
※事務処理欄			

申請者(個人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな)名称		住	所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな)名称		住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主または出資をしている者がいるとき。)			
発行済株式の総数	株		出資の額
(ふりがな)氏名または名称	生年月日	保有する株式の数または出資の金額	本 籍
		割 合	住 所
令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
備考1 ※欄は、記入しないこと。			
2 一般廃棄物処理施設の種別については、ごみ処理施設、し尿処理施設または最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。			
3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含むこと。			
(1) 一般廃棄物処理施設の構造および設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図および構造図			
(2) 排ガスまたは排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図			
(3) 排ガスまたは排水の量に変更がある場合は、変更後の数値			
(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量もしくはばい煙濃度またはダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値			
(5) 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目およびダイオキシン類に係る変更後の数値			
4 △印の欄とその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
5 変更のある部分については、変更前および変更後の内容を対照させるものとする。			
6 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。			
※手数料欄			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第6号(第5条関係)

設置
一般廃棄物処理施設 許可証
変更

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)

第8条第1項 設置
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の規定により、 の許可を受けた一般廃棄物処理施設
第9条第1項 変更

であることを証する。

滋賀県知事 回

許 可 の 年 月 日		許可番号	
施 設 の 種 類 お よ び 処 理 す る 一 般 廃 棄 物 の 種 類			
設 置 場 所			
処 理 能 力			
許 可 の 条 件			
省令第3条第7項の規定 による許可証の提出の 有無	有 ・ 無		
留 意 事 項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があつた場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の使用前検査を受けること。		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第7号(第5条、第27条関係)

(追加〔平成21年規則5号〕、一部改正〔平成23年規則13号・令和元年4号〕)

様式第7号(第5条、第27条関係)

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業・一般廃棄物(産業廃棄物)処理
施設設置許可証再交付申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業・一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設設置許可証をき損(汚損、亡失)したので、滋賀県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第5条(第27条)の規定により、次のとおりその再交付を申請します。

許 可 番 号	
許 可 年 月 日	年 月 日
業 務 の 種 類	
処 理 施 設 の 設 置 場 所	
最 終 処 分 地	
再 交 付 申 請 の 理 由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第8号(第6条関係)

(追加〔平成21年規則5号〕、一部改正〔平成23年規則13号・令和元年4号〕)

様式第8号(第6条関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

届出者

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定により、関係書類および図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日および許可番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	△軽微な変更		
	氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名の変更		
	△省令第5条の4に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)		
	省令第5条の4第6号に掲げる事項		
	(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍
氏 名	役 職 名 ・ 呼 称	住 所	
廃止もしくは休止または再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止もしくは休止または再開の年月日		年 月 日	
※ 事 務 処 理 欄			
備考1 ※欄は、記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 4 変更のある部分については、変更前および変更後の内容を対照させるものとする。			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第9号(第7条関係)

(追加〔平成21年規則5号〕、一部改正〔平成23年規則13号・令和元年4号・2年23号〕)

様式第9号(第7条関係)

(表面)

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

届出者

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項の規定により届け出ます。

施設の廃止までの間の管理予定者およびその連絡先	住所 氏名 電話番号
最終処分場の種類	
設置場所	
許可の年月日および許可番号	年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さおよび覆土の厚さ	面積 埋立ての深さ 覆土の厚さ m ² m m
※ 事 務 処 理 欄	

様式第10号(第8条関係)

(追加〔平成21年規則5号〕、一部改正〔平成23年規則13号・令和元年4号・2年23号〕)

(裏面)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物または水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量および性状	種 類	数 量(m ³)	性 状
備考 ※欄は、記入しないこと。			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)
電話番号

第9条第5項
第9条の2の3第2項
の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類および図面を添えて申請します。

設 置 の 場 所		
許可の年月日および許可番号		
埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物または基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)および数量	種 類	数量(m ³)
埋立地の面積および埋立ての深さ		
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日		
埋立処分終了年月日		

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息および害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等または地下水の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部および周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※ 事 務 処 理 欄	
備考1 ※欄は、記入しないこと。 2 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいうこと。 3 地下水とは、基準省令第2条第2項第2号ハの規定により採取された地下水をいうこと。 4 保有水等とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいうこと。 5 覆いとは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいうこと。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(全部改正〔平成11年規則5号〕、一部改正〔平成13年規則70号・17年31号・21年5号・令和元年4号〕)

一般廃棄物(産業廃棄物)最終処分場廃止確認結果通知書

第 号
年 月 日

様

滋賀県知事 様

年 月 日付けで申請のあった下記施設の廃止の確認については、年 月 日に実施したところ、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令(昭和52年 総理府 令第1号)第1条第3項の廃止の技術上の基準に適合して いると認められるので、第2条第3項の廃止の技術上の基準に適合して いないので改善のうえ、再度廃止の確認を受けるよう 通知します。

記

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
最終処分場の種類	
施設の設置場所	
適合していない内容	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(追加〔平成23年規則13号〕、一部改正〔令和元年規則4号〕)

様式第11号の2 (第8条の2関係)

(表面)
熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類および図面を添えて申請します。

熱回収施設の設置の場所	
※ 認定の年月日	年 月 日
※ 認定番号	
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類およびその設備の能力
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画
	△設備の維持管理に関する計画
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類
	熱回収の方法
	熱回収率 %
許可の年月日および許可番号	年 月 日 第 号
※ 事務処理欄	

(裏面)

備考1 ※欄は記入しないこと。 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。 (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置および構造ならびに熱回収により得られる熱量およびその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。 (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機または熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量およびその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
※手数料欄

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第11号の3(第8条の2関係)

(追加〔平成23年規則13号〕、一部改正〔令和元年規則4号〕)

様式第11号の3 (第8条の2関係)

熱回収施設設置者認定証

年 月 日

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 印

認定の年月日	年 月 日
認定の有効年月日	年 月 日
認定番号	
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を当庁に提出すること。 2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し、もしくは休止した当該施設を再開したとき、または熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく当庁に届け出ること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第11号の4(第8条の3関係)

(追加〔平成23年規則13号〕、一部改正〔令和元年規則4号〕)

様式第11号の4（第8条の3関係）

熱回収施設休廃止等届出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)
電話番号

熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類および図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置の場所	
認定の年月日および認定番号	年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理 由
	年 月 日 年 月 日
廃止、休止または再開したとき	理 由 (廃止・休止・再開の別)
	年 月 日 年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容
	理 由
	年 月 日 年 月 日
※事務処理欄	
備考1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 変更のある部分については、変更前および変更後の内容を対照させるものとする。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第11号の5(第8条の4関係)

(追加〔平成23年規則13号〕、一部改正〔令和元年規則4号〕)

様式第11号の5（第8条の4関係）

熱回収報告書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

認定の年月日および認定番号	年 月 日 第 号
年4月1日から年3月31日までの年間の熱回収率	%
備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第12号(第10条関係)

(一部改正〔平成11年規則5号・13年70号・17年31号・21年5号・23年13号・令和元年4号〕)

様式第12号(第10条関係)

一般廃棄物処理施設設置(変更)届受理書

設置者
様

第 号
年 月 日

滋賀県知事 様

年 月 日付で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項(第8項)の規定に基づき届出のあった施設設置(変更)届を受理しました。

届出の根拠	
届出の内容	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

[様式第13号\(第11条関係\)](#)

(追加〔平成21年規則5号〕、一部改正〔平成23年規則13号・24年27号・令和元年4号・2年23号〕)

(第1面)

一般廃棄物処理施設 譲受け 許可申請書
借受け

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)
電話番号

譲受けの許可
譲受け 借受け
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の
を受けたので、関係書類を添えて申請します。

譲受けまたは借受けの相手方の氏名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名) および住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日および許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※譲受け等の許可番号	
※事 務 処 理 欄	

(第2面)

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住 所	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住 所	
法定代理人 (申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住 所	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住 所	
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住 所	籍 所
	役 職 名 ・ 呼 称		
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住 所	籍 所
	役 職 名 ・ 呼 称		

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者 (申請者が法人である場合において、当該株主または出資をしている者があるとき。)			
発行済株式の総数	株		出資の額
	(ふりがな) 氏名または名称	生年月日	保有する株式の数または出資の金額 割 合
			本 籍 住 所
令第4条の7に規定する使用人 (申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	役 職 名 ・ 呼 称	本 籍 住 所
備考1 ※欄は、記入しないこと。 2 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄までには、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。			
※手数料欄			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4番とする。

一般廃棄物処理施設設置者相続届出書

年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

届出者
住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあっては、名称および代表者の氏名）
電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により届け出ます。

被相続人との続柄	
被相続人の氏名および死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日および許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	
※事務処理欄	

相続人			
(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所
法定代理人（相続人が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）			
（個人である場合）			
(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所
（法人である場合）			
(ふりがな)名称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所
	役職名・呼称		
令第4条の7に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）			
(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所
	役職名・呼称		
備考1 ※欄は、記入しないこと。 2 「相続人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書類を添付すること。 3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。			
※手数料欄			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第16号（第14条関係）

（一部改正〔平成11年規則5号・13年70号・17年31号・21年5号・23年13号・令和元年4号〕）

様式第16号（第14条関係）

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2に規定する廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

事務所および事業場の所在地	
事業の内容	取り扱う廃棄物の種類
	再生により得られる有用物の種類
事業の用に供する施設の概要	種類
	数量
	構造および設備の概要
経理的基礎に関する資料	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第17号（第14条関係）

（一部改正〔平成11年規則5号・13年70号・17年31号・21年5号・令和元年4号〕）

様式第17号(第14条関係)

第 号

廃棄物再生事業者登録証明書

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

上記の者は、次のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により廃棄物再生事業者の登録を受けた者であることを証明します。

年 月 日

滋賀県知事 印

登録年月日	年 月 日
登録番号	
事業場の所在地	
廃棄物の再生に係る事業の内容	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

[様式第18号\(第14条関係\)](#)

(一部改正〔平成11年規則5号・13年70号・17年31号・21年5号・23年13号・令和元年4号〕)

様式第18号(第14条関係)

廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

届出者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

廃棄物再生事業者に係る登録事項に変更を生じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により届け出ます。

登録年月日	年 月 日		
登録番号			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

[様式第19号\(第14条関係\)](#)

(一部改正〔平成11年規則5号・13年70号・17年31号・21年5号・23年13号・令和元年4号〕)

様式第19号（第14条関係）

廃棄物再生事業者登録事業場廃止（休止、再開）届出書

年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）

電話番号

廃棄物再生事業に係る事業場を廃止（休止、再開）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により届け出ます。

登録年月日	年 月 日
登録番号	
事業場の所在地	
廃止	(期日) (理由) 年 月 日
休止の期間	(期日) (理由) 年 月 日から 年 月 日まで
再開	(期日) (理由) 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

[様式第20号（第15条関係）](#)

（全部改正〔平成21年規則5号〕、一部改正〔平成23年規則13号・24年27号・令和元年4号〕）

再生利用個別指定業指定証

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

上記の者は、次のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号または第10条の3第2号の規定による再生利用個別指定業の指定を受けた者であることを証明します。

滋賀県知事 回

指定(指定の更新)の年月日 年 月 日
指定の有効期間 年 月 日まで

指 定 番 号	
指 定 業 種	
対象とする産業廃棄物の種類	(以上 項目)
事務所および事業場の所在地	
再生利用の目的	
再生利用の方法	
取引関係	

指定の更新または変更の状況

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第22号(第17条関係)

(一部改正〔平成11年規則5号・13年70号・17年31号・21年5号・23年13号・令和元年4号〕)

様式第22号(第17条関係)

再生利用個別指定業変更指定申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

再生利用個別指定業の事業の範囲の変更の指定を受けたいので、滋賀県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 年 月 日	年 月 日		
指 定 番 号			
変 更 の 内 容	再生利用および再生輸送の別	変更前	
		変更後	
	取り扱う産業廃棄物の種類	変更前	
		変更後	
容	事業の用に供する施設(運搬車および運搬容器その他これに類するものを除く。)または積替えもしくは保管の場所の面積もしくは所在地	変更前	
		変更後	
変 更 の 理 由			
変更に係る再生利用の方法			
変更に係る取引関係			
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第23号(第18条関係)

(一部改正〔平成11年規則5号・13年70号・17年31号・21年5号・23年13号・令和元年4号〕)

様式第23号 (第18条関係)

再生利用個別指定業更新申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

再生利用個別指定の更新を受けたいので、滋賀県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第18条第2項の規定により次のとおり申請します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
事業の 範囲	再生活用および再生輸送の別
	取り扱う産業廃棄物の種類

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

[様式第24号\(第19条関係\)](#)

(一部改正〔平成11年規則5号・13年70号・17年31号・21年5号・23年13号・令和元年4号〕)

様式第24号 (第19条関係)

再生利用個別指定業廃止届出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

再生利用個別指定業の全部 (一部) を廃止したので、滋賀県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第19条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
全部 (一部) の廃止年月日	年 月 日
廃止した事業の範囲	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

[様式第25号\(第20条関係\)](#)

(一部改正〔平成11年規則5号・13年70号・17年31号・21年5号・23年13号・令和元年4号〕)

様式第25号（第20条関係）

再生利用個別指定業変更届出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）

電話番号

再生利用個別指定業指定証の記載事項に変更が生じたので、滋賀県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第20条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名 また は 名 称		
事 務 所 お よ び 事 業 場 の 所 在 地		
再 生 利 用 の 目 的		
再 生 利 用 の 方 法		
取 引 関 係		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第26号（第21条関係）

（一部改正〔平成11年規則5号・13年70号・17年31号・21年5号・23年13号・令和元年4号〕）

様式第26号（第21条関係）

再生利用個別指定業指定証再交付申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）

電話番号

再生利用個別指定業指定証をき損（汚損、亡失）したので、滋賀県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第21条第1項の規定により、次のとおりその再交付を申請します。

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号		
事 業 の 範 囲	再 生 活 用 お よ び 再 生 輸 送 の 別	
	取 り 扱 う 産 業 廃 棄 物 の 種 類	
再 交 付 申 請 の 理 由		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第27号（第28条関係）

（追加〔平成21年規則5号〕、一部改正〔平成23年規則13号・令和元年4号〕）

様式第27号（第28条関係）

（第1面）

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書

年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

申請者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、関係書類および図面を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日および許可番号	許可年月日 年 月 日 許可番号
産業廃棄物処理施設の処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積および残余の埋立容量）	1 1日当たりの処理能力（廃棄物の種類ごとに記入） m ³ /日（ ）時間 t/日（ ）時間
	2 時間当たりの処理能力（廃棄物の種類ごとに記入） m ³ /時間 t/時間
	3 最終処分場に係る処理能力 面積 m ² 埋立容量 m ³

（第2面）

産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	※種類ごとにm ³ /日もしくはt/日で記入
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物が、受入前に他の一般廃棄物と分別される方法	
※ 分別されたものであることを証する書類の添付でも可	
一般廃棄物の処理の開始予定年月日	年 月 日
※ 事 務 処 理 欄	
備考1 ※欄は、記入しないこと。 2 届出は、一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに提出すること。 3 産業廃棄物処理施設の種類については、廃プラスチック類の破碎施設、廃プラスチック類の焼却施設、木くずの破碎施設、がれき類の破碎施設、木くず等の焼却施設または最終処分場（管理型）の別を記入すること。 4 届出書には、以下の書類を添付すること。 (1) 当該産業廃棄物処理施設に係る許可証の写し (2) 次のいずれかの書類 ア 当該産業廃棄物処理施設を使用して処理する一般廃棄物処分量の許可証の写し イ 当該産業廃棄物処理施設を使用して専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類 ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第1号、第2号、第4号または第6号に該当する者であることを示す書類 エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9に規定する認定証の写し (3) 当該産業廃棄物処理施設を使用しての廃棄物の処理計画書（一般廃棄物の処理の開始後の廃棄物の受入量の見込み（現況の処理量を示し、これとの対比が可能なこと。）、受入れることとなる一般廃棄物の排出元（業種等廃棄物の性状の推測が可能なこと。）および排出元での他の一般廃棄物と分別される方法等が示されていること。） 5 当該産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物については、産業廃棄物とみなして、廃棄物処理法施行規則第12条の6から第12条の7の5までの規定が適用されるので留意すること。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第28号（第28条関係）

（追加〔平成21年規則5号〕、一部改正〔平成23年規則13号・令和元年4号〕）

様式第28号（第28条関係）

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書

番 号
年 月 日

届出者

様

滋賀県知事

回

年 月 日付けで廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定に基づく届出を受理しました。

届出者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名	
産業廃棄物処理施設の設置場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物の処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日および許可番号	許可年月日 年 月 日 許可番号
産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第29号（第28条関係）

（追加〔平成21年規則5号〕、一部改正〔平成23年規則13号・令和元年4号〕）

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更（廃止）届出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、受理書を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可年月日および許可番号	年 月 日 第 号
変 更 の 内 容	
廃 止 の 理 由	
変更または廃止の年月日	年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。